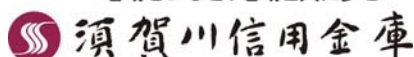


商 品 名 ＜ 愛 称 ＞	すしん教育カードローン (しんきん保証基金保証付)
------------------	------------------------------

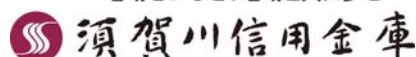
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・後記の学校等に申込人の子弟・孫・被扶養親族が就学する場合で次の各号に該当する方 (1) 借入申込時年齢満 20 歳以上で、安定継続した収入のある方。 なお、派遣社員・パート等の非正規社員の方につきましては、安定した収入があると認められる場合に限り対象となります。 (2) 勤続（営業）年数は問いません。 ただし、自営業者の方は、現在の業種で確定申告の実績が必要となります。 (3) しんきん保証基金の保証を受けられる方 (4) 当金庫の会員資格を有する方 <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ・当金庫の地区内に事業所を有する方の役員または勤務されている方
対 象 学 校 等	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院（法科大学院含む）・大学・短期大学、専修学校・各種学校・予備校・専門学校、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園・保育園、養護学校、経理学校・デザイン学校・語学学校・英会話スクール・学習塾等 <p>《対象学校等とは》 国内、海外問わず学校（教育施設）と呼称されるもの全てを指します。</p>
お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> ・申込人の子弟・孫・被扶養親族の就学にかかる学校等への納付金および就学にかかる付帯費用 ・上記を用途として当金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫および信販会社（消費者金融は除く）から借入れたローンの借換え資金およびその繰上完済にかかる手数料 <p>《主な用途例》 入学金、授業料、学校寄付金、後援会費、教材費、引越費用、下宿費用、交通費、受験費、塾の月謝、仕送り費等、入学および在学するために必要となる資金</p>
ご 融 資 形 式	<ul style="list-style-type: none"> ・当座貸越契約とし、極度額まで反復貸越が受けられます。
ご 融 資 限 度 額	<ul style="list-style-type: none"> ・50 万円以上 500 万円以内（10 万円単位） <p>ただし、本件申込金額と他金庫取扱分を含めたしんきん保証基金保証付消費者ローンの現在残高の合計額が 3,000 万円以内とします。</p>

地域をつなぎ、地域と共に歩む



ご 利 用 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 年以内（1 年ごと更新） ※ 卒業予定月の 3 カ月後まで利用可能です。 ※ 医学部・薬学部等の 6 年制大学等、在学予定期間が 4 年を超える場合は、最長 7 年かつ卒業予定月の 3 カ月後の月末まで利用可能です。 ※ 子弟等が高等学校から大学等へ進学する場合は、ご利用期間を延長することができます。
ご 融 資 利 率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当金庫所定の固定金利利率を適用させていただきます。 ・ 詳しくは、窓口までお尋ねください。
ご 返 済 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 元金返済据置（利息は、利息支払用預金口座から毎月払い） ※ ただし保証期間中の元金の任意返済は可能です
連帯保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> ・ しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので、原則として、連帯保証人・担保は必要ありません。
各 種 手 数 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不要 ※ ただし、ATM・CDのご利用には、設置場所・利用機関・利用時間により所定の手数料が必要となる場合があります。
保 証 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保証料はお客さまから当金庫へお支払いいただく金利の中から当金庫が保証会社へ支払いますので、お客さまから保証会社へお支払いいただく必要はありません。 ・ 詳しくは、窓口へお尋ねください。
苦 情 処 理 措 置 紛 争 解 決 措 置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9 時～17 時、電話：0248-75-3362）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話 03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、総務部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議シ

地域をつなぎ、地域と共に歩む



<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、 ②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付方法はカードでのATM・CDによる貸付とし、通帳の発行はしません。 ・契約時に卒業予定月の3カ月後の月末までを限度として証書貸付切替期限を設定し、利用期間終了後に元金均等または元利均等による分割返済となります。 ※ 証書貸付切替に際し別途申し込みによる契約締結が必要となります。 ・お申し込みに際しては審査させていただきます。審査結果によってはご希望に添えない場合もございます。なお、審査内容についてはお答えいたしかねますのであらかじめご了承ください。 ・詳しくは窓口までお尋ねください。

平成30年3月1日現在